

アプリケーションの推奨基準についての意見案

インターネット上で青少年に危険が迫ったときに、青少年自身に警告を出したり、保護者に知らせてその保護又は監護を可能とするようなアプリケーションを想定している。

(要件①)

次に掲げるいずれかのアプリケーションであること

○ 自画撮り被害の防止に資するもの

(危険性の例)

- ・ コミュニティサイトで知り合った相手から裸の画像の作成、提供を要求され青少年がそれに応じて自分の裸の画像を作成し、提供すること。

○ 誘因による自殺や犯罪行為の実行の防止に資するもの

(危険性の例)

- ・ SNS上で自殺願望があるかのような投稿をしている青少年が、自殺を勧められて実行すること。
- ・ 唆された青少年が、不正アクセスや著作権の侵害等の法令に抵触する行為を行うなど、自己が加害者となること。

○ いじめの防止に資するもの

(危険性の例)

- ・ SNS上での悪口、無視、仲間外し等。

○ その他、青少年のインターネット利用に伴う危険性の除去に資するもの

(要件②)

プライバシーを含む青少年の人権に配慮されていること

(要件③)

個人情報の漏えい等、サイバーセキュリティに配慮されていること

(要件④)

青少年に広く利用されるように配慮されていること

(要件⑤)

その他、知事が必要と認める要件を備えていること